

2008年5月13日

門真市長 園部 一成 様

門真市職員労働組合
執行委員長 西本 孝雄



要 求 書

2008年夏季一時金要求などについて、下記のとおり要求します。

記

1. 夏季一時金について、期末手当として3.24ヶ月プラス45,000円を6月15日までに一括支給すること。
2. 新たな職務職階による「差別支給」制度で削減やさらなる格差拡大を行うのではなく、ただちに廃止し、全職員一律10%支給に改めること。
3. 臨時職員や嘱託職員など非正規職員の賃金・労働条件については正職員との格差是正に向け、改善を図ること。
4. 夏期休暇については、10日間とすること。
5. 職員が住民のために健康で働けるよう、必要な人員を正規職員として引きつづき計画的に採用すること。
6. 給与構造改革による査定昇給の導入は公務の公平性・中立性を損ない、職場に差別と分断を持ち込む重大な問題であり、持ち込まないこと。
7. 人事院が一昨年強行した「民間調査比較対照事業所規模の引き下げ」については、「民間準拠」を口実に水準低下と地域間格差を拡大するものであることから、従来の「100人以上」に戻すよう、人事院への働きかけを行うこと。
8. 政府・総務省、大阪府市町村課の財政制裁などをテコとした地方自治への不当な介入・干渉に毅然として対処し、地方自治を擁護すること。

以 上